

群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030（第1次改定版）の概要

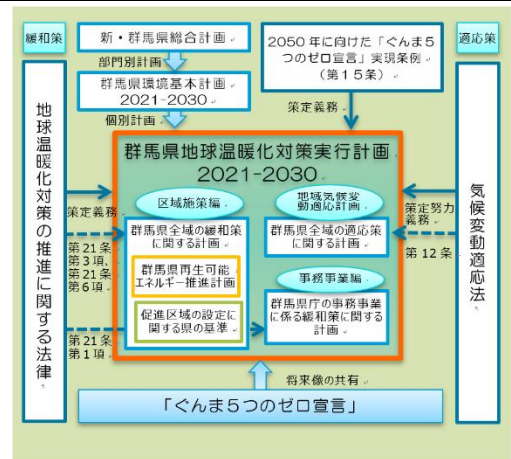
知事戦略部 グリーンイノベーション推進課

1-1 計画の趣旨・考え方

- 1 長期的視点に立ち、地球温暖化対策の観点から目指すべき群馬県の将来の姿や目標を示す。
- 2 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するための施策を強力に推進する（トップギアで突破）。
- 3 国の「2050年カーボンニュートラル」宣言やグリーン成長戦略の動向を踏まえる。
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。
- 5 再生可能エネルギーをめぐる社会状況の変化や顕在化した課題を整理し、施策に反映する。

1-2 計画の性格・役割

- 1 「新・群馬県総合計画」や「群馬県環境基本計画」を上位計画とする地球温暖化対策に関する個別計画。
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条）に基づく計画（区域施策編及び事務事業編）のほか、気候変動適応法（第12条）に基づく地域気候変動適応計画も含む。
- 3 群馬県再生可能エネルギー推進計画を統合し、当計画の区域施策編の一部として位置づける。



1-3 計画の期間

計画の期間は2021年-2030年の10年間とし、5年ごとに計画の見直しを行う。
 （計画の基準年度を「2013年度」（再生可能エネルギー推進計画は「2014年度」）、中期目標年度を「2030年度」、長期目標年度を「2050年度」と設定）

1-4 計画の構成

第1章	計画の基本的事項 ・計画の趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の基準年度及び目標年度 ・対象とする温室効果ガス
第2章	計画策定の背景・意義 ・地球温暖化のメカニズム ・地球温暖化の影響 ・地球温暖化防止に向けた国際的な動向 ・地球温暖化防止に向けた我が国の取組 ・群馬県におけるこれまでの地球温暖化対策
第3章	群馬県の地域特性 ・地勢 ・人口・世帯数 ・産業構造 ・土地利用 ・交通
第4章	県全域における地球温暖化対策（区域施策編） ・温室効果ガス排出量の現状 ・森林整備・保全に伴う二酸化炭素吸収量の推移 ・群馬県の目指す将来像～ぐんま5つのゼロ宣言～ ・温室効果ガス排出量の削減目標 ・目標の達成に向けた施策 ・推進体制
第5章	再生可能エネルギー等の導入促進（群馬県再生可能エネルギー推進計画） ・再生可能エネルギーの導入状況 ・導入目標 ・目標の達成に向けた施策 ・促進区域の設定に関する基準
第6章	県庁における地球温暖化対策（事務事業編） ・県有施設における温室効果ガス排出量の現状 ・温室効果ガス排出量の削減目標 ・目標の達成に向けた施策 ・推進体制
第7章	地域気候変動対策（適応策）（群馬県気候変動適応計画） ・県内の気候変動の影響 ・県内における地域気候変動対策 ・推進体制

2 計画の基本方向

(1) 時代の潮流

- ①持続可能な開発目標（SDGs）、地域循環共生圏
- ②パリ協定（気候変動対策）
- ③新型コロナウイルス感染症に対応するためのニューノーマル（新常态）
- ④Society5.0、DX（デジタルトランスフォーメーション）
- ⑤グリーン・リカバリーへの挑戦「グリーン成長戦略」（2020年12月）

(2) 課題

- ①革新的技術の開発・普及
- ②社会構造やライフスタイルの変革
- ③気候変動の影響による被害を防止・軽減

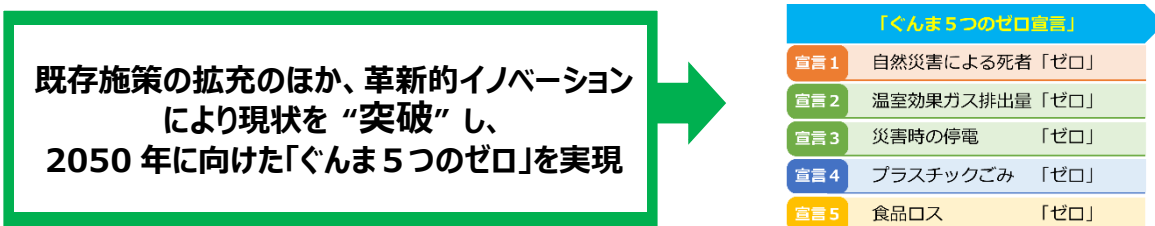
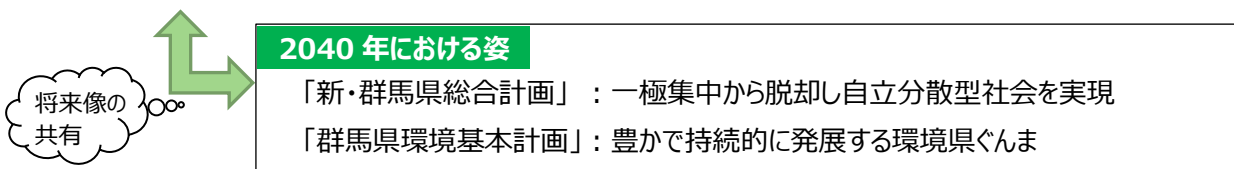
(3) 新たな要素

- ①国の地球温暖化対策計画（2021年10月）
- ②国の気候変動適応計画（2021年10月）
- ③国の第6次エネルギー基本計画（2021年10月）
- ③新・群馬県総合計画（ビジョン、基本計画）
- ④2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」（2019年12月）
- ⑤群馬・気象災害非常事態宣言（2019年12月）

3-1 群馬県の将来像

『脱炭素社会』の実現に向けた、豊かで持続可能な群馬県

地域の特性に応じたエネルギーの「地産地消」と「自立分散化」

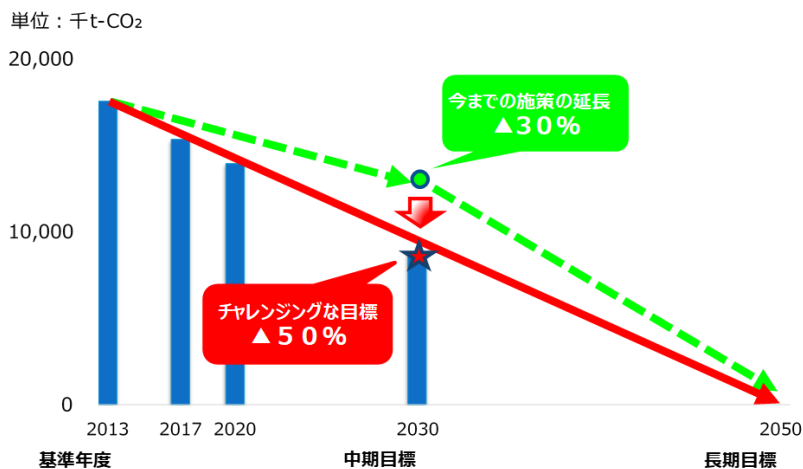


3-2 計画の目標

(1) 群馬県全体の温室効果ガス排出量削減目標（区域施策編）

2050年温室効果ガス排出量「ゼロ」を目指すため、基準年度（2013年度）から直線的に削減する。

2030年度目標 基準年度比で▲50%（削減対策▲44%+森林吸収量▲6%）と設定。



(2) 再生可能エネルギー導入目標

2030年度目標 77億kWh/年（大規模水力 31億kWh/年、大規模水力以外 46億kWh）と設定。

(3) 県有施設の温室効果ガス排出量の削減目標（事務事業編）

2030年度目標 基準年度（2013年度）比で▲50%以上と設定。

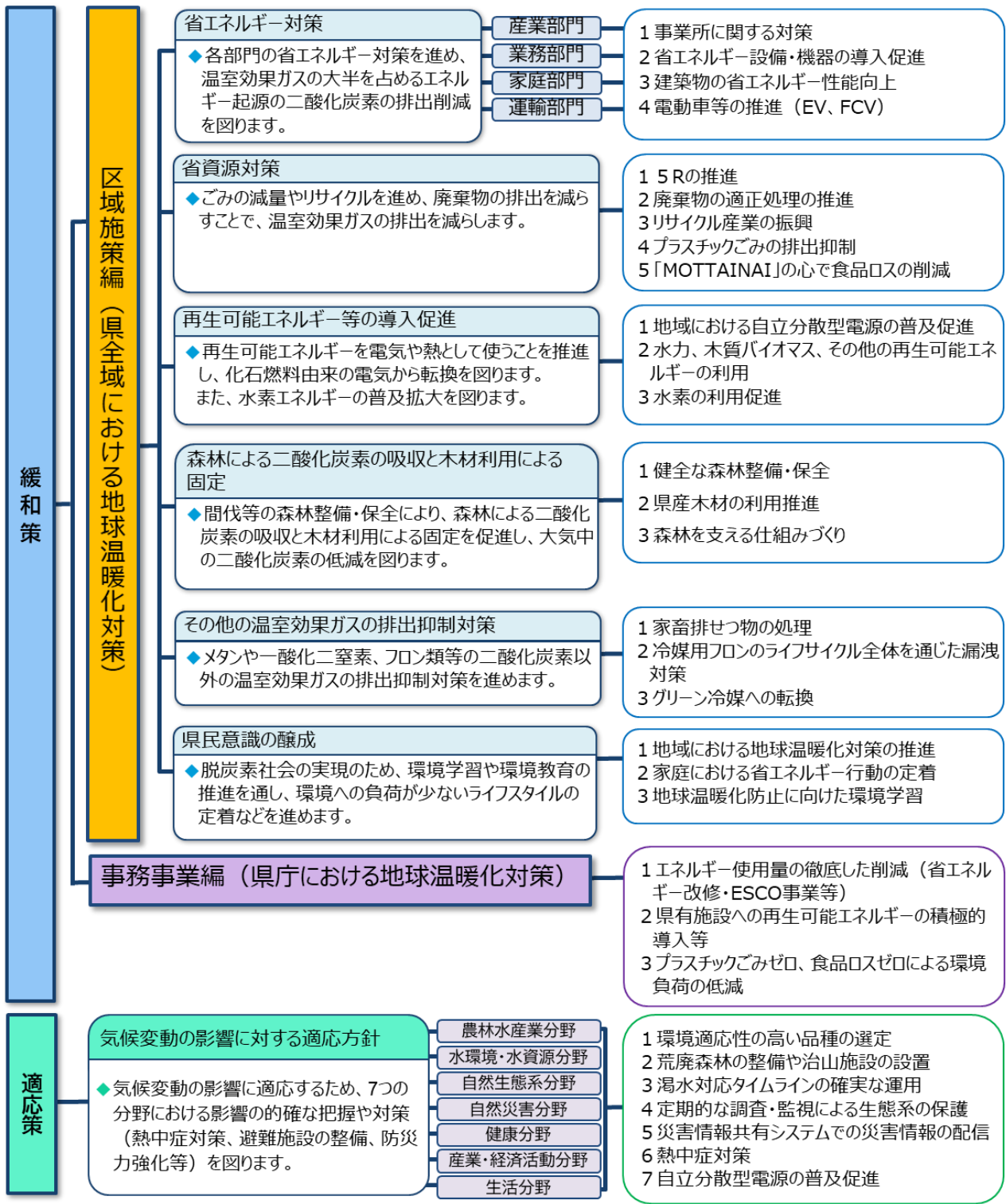
4-1 施策体系

「ぐんま 5 つのゼロ宣言」の実現に向けた施策体系を設定した。

施策体系は 2 つの柱からなる。1 つは「温室効果ガス排出量ゼロ」に加え、「プラスチックごみゼロ」「食品ロスゼロ」の達成を目指す地球温暖化の「緩和策」、もう 1 つは「自然災害による死者ゼロ」「災害時の停電ゼロ」を実現するための気候変動への「適応策」である。

本県は、「緩和策」と「適応策」を両輪とし、温室効果ガス排出削減を推進するとともに、県土のレジリエンスを強化し、災害に強く、持続可能な社会の構築を目指す。

【施策の方向性(抜粋)】



4-2 施策体系ごとの重点施策

施策体系		重点的に実施する施策
緩和策	省エネルギー対策	事業者の先進的な取組を評価・公表 (温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度の強化)
		環境マネジメントシステムの導入促進 「COOL CHOICE」運動の促進 住宅や建築物等の脱炭素化の促進(ZEH, ZEB) 物流・人流における環境負荷の低減
	省資源対策	M O T T A I N A I の精神によるプラスチックごみの削減・食品ロスの発生抑制
	再生可能エネルギー等の導入促進	地域における自立分散型電源の普及促進 住宅用太陽光発電設備・蓄電池等の導入促進、工場・事業場の屋根置き太陽光発電設備・蓄電池の導入促進(点の取組) 地域マイクログリッド事業・VPP事業の構築及び県内全域展開(面の取組)
		電動車を中心とした新たな電力ネットワーク(V2G)づくりの推進
		バイオマス発電・熱利用の推進
		水素の利活用・導入促進
		革新的環境イノベーションの推進
	森林による二酸化炭素吸収と木材利用による固定	森林整備の推進と県産木材の利用による地域好循環の創出
	その他の温室効果ガスの排出抑制対策	フロン排出抑制法に基づいた包括的なフロン排出抑制対策の推進 グリーン冷媒の開発と転換促進
県民意識の醸成	持続可能なライフスタイルへの変革の促進	
事務事業編	エネルギー使用量の徹底した削減	環境配慮契約の推進、省エネルギー改修事業の推進 ESCO事業の推進、公用車の電動化・効率化 など
	県有施設への再生可能エネルギーの積極的導入等	避難所等の県有施設への再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギー100%電気の調達
	プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロによる環境負荷の低減	プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロの推進等
適応策	気候変動の影響に対する適応方針	自立分散型電源の普及によるエネルギーレジリエンスの向上 気候変動適応の推進と本県経済の好循環の実現

4-3 施策の関連目標

施策体系	指標	単位	基準年度	目標年度	
			(2013)	(2030)	
省エネルギー対策	産業部門	製造業の付加価値額当たりのエネルギー消費量	GJ/百万円	25.2	10.4
		環境G S 認定等事業者数	事業者	2,572	4,700
	業務部門	床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m2	1.3	0.6
		環境G S 認定等事業者数(再掲)	事業者	2,572	4,700
	家庭部門	家庭1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/世帯	39.3	16.7
		住宅用太陽光発電設備普及率	%	7.2	23.7
運輸部門	自動車保有台数に占める次世代自動車の普及率	%	8.0	50	
	自動車1台当たりのガソリン消費量	L/台	604	223	
省資源対策	県民1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	1,050	805以下	
	一般廃棄物の再生利用率	%	15.6	27以上	
再生可能エネルギー等の導入促進	再生可能エネルギーの導入量	大規模水力発電以外 大規模水力発電	kWh/年	40億	77億
				9億	46億
				31億	31億
	地域マイクログリッド・V P P 構築数(実証試験を含む)	件	-	5	
	燃料用木質チップ・ペレット生産量	m3/年	20,997	163,000	
	水素ステーション設置数	箇所	-	3	
森林による二酸化炭素の吸収と木材利用による固定	燃料電池自動車(FCV)普及台数	台	-	2700	
	間伐等森林整備面積	ha/年	2,302	3,100	
	造林面積	ha/年	156	400	
その他の温室効果ガスの排出抑制対策	新設住宅の木造率	%	78	82	
	フロン類の廃棄時回収率	%	34	70	

※赤字は2014年